

# フロン類回収業を行うにあたって

## 1 フロン類回収業者とは

フロン類回収業者は、自動車リサイクル法（以下、単に「法」といいます。）に基づき引取業者から引き取った使用済自動車のフロン類を適正に回収し自動車製造業者等に引き渡すとともに、フロン類回収後の使用済自動車を解体業者に引き渡す役割を担っており、宮城県内（仙台市を除く。）の事業所でフロン類回収業を行うには、知事の登録を受ける必要があります。（法第53条）

## 2 フロン類回収業を行うために必要なこと

### (1) フロン類回収業者の義務について

#### ● 引取義務（法第11条）

引取業者から使用済自動車の引取りを求められたときは、これを引き取ること。

#### <注意事項！>

◎正当な理由がある場合を除き、引取業者から使用済自動車の引取りを拒むことはできません。（正当な理由：天災、使用済自動車への異物混入がある場合等）

#### ● フロン類の回収義務（法第12条）

下記のフロン類回収基準に従って使用済自動車からフロン類を回収すること。

～フロン類回収基準～

- ・回収口における圧力の値が、充てん量の区分に応じた圧力（表1）以下になるよう吸引すること
- ・フロン類及びフロン類の回収方法について、十分な知見を有する者がフロン類の回収を自ら行い、又はフロン類の回収に立ち会うこと。

表1 充てん量と目標圧力値

| 充てん量    | 圧力       |
|---------|----------|
| 2 kg 未満 | 0.10 MPa |
| 2 kg 以上 | 0.09 MPa |

#### ● フロン類の引渡義務（法第13条）

回収したフロン類を自ら再利用する場合を除き、自動車製造業者等に引き渡すこと。

なお、自動車製造業者等に引き渡す場合にあつては、表2のフロン類の引取基準及び運搬基準によること。

表2 フロン類の引取基準及び運搬基準

|      |  |   |
|------|--|---|
| 引取基準 | 性状   | ボンベに充てんされているフロン類が CFC・HFC のいずれか一方のみであること                            |
|      | 荷姿   | 高圧ガス保安法に適合した 30 リットル以下の大型ボンベで、または1リットルボンベの場合には専用パレットに収納された状態で引き渡すこと |
|      |  | 自動車フロン類引渡状が大型ボンベ・専用パレットごとに添付されていること                                 |
| 引取方法 | 事前に申請された運搬方法でフロン類を指定引取場所に引き渡すこと                            |   |
|      | 電子マニフェスト制度による引渡報告が行われていること                                 |   |
| 運搬基準 | 回収したフロン類の移り充てん（他の回収容器へ詰め替えること。）をみだりに行わないこと                 |   |
|      | 回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと |   |

● **使用済自動車の引渡義務（法第14条）**

フロン類回収後の使用済自動車を速やかに解体業者に引き渡すこと。

● **移動報告の義務（法第81条）**

- ① 使用済自動車を引き取ったとき
- ② 回収したフロン類を自動車製造業者等に引き渡したとき
- ③ 使用済自動車を解体業者に引き渡したとき

以上の場合には、自動車リサイクルシステムにより情報管理センターへの移動報告を行うこと。

また、毎年4月30日までに次に掲げる項目の前年度の実績について情報管理センターに移動報告を行うこと。

- ① 回収したフロン類の種類及び量
- ② 再利用したフロン類の種類及び量
- ③ 保管しているフロン類の種類及び量

● **標識の表示（法第59条）**

事業所ごとに、公衆の見やすい場所にフロン類回収業者であることを示す事項、氏名又は名称、登録番号及び回収することのできるフロン類の種類を記載した標識（縦及び横それぞれ20cm以上）を掲げること。（登録通知書を掲示することで、対応することも可能です。）

(2) 自動車リサイクルシステムへの事業者登録について

移動報告は、パソコン又はFAXを利用して行うことができますが、移動報告を行うには、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必ず必要になります。

登録の方法については、自動車リサイクルシステムのウェブサイト

(<http://www.jars.gr.jp/>)を参照して頂くか、自動車リサイクル事業者情報登録センター（050-3786-8822（平日9:00～18:00、土日祝日休業））に直接お問い合わせ下さい。

(3) 廃棄物処理法の遵守について

イ 廃棄物処理法上の使用済自動車の取扱について

使用済自動車はその金銭的価値の有無にかかわらず全て廃棄物処理法上の廃棄物として扱われますので、その処分・収集又は運搬、保管にあたっては、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準に従う必要があります。

ロ フロン類回収業者の廃棄物処理法に係る特例について

- ・その事業の範囲内における使用済自動車等の運搬・積替保管にあたっては、廃棄物処理法の収集運搬業許可は不要です。
- ・引取業者から使用済自動車等を引き取る際又は解体業者に使用済自動車を引き渡す際に、廃棄物処理法に基づく委託契約書を両者の間で締結する義務はありません。
- ・廃棄物処理法上の産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付も不要です。

**<注意事項！>**

◎使用済自動車の運搬を他人に委託する場合には、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物又は産業廃棄物収集運搬業の許可を持った事業者に委託することが必要です。この場合、使用済自動車産業廃棄物である場合には、廃棄物処理法上の産業廃棄物管理票（マニフェスト）は不要ですが、委託契約書は必要です。

◎他者が引き取った使用済自動車の運搬を受託する場合は、一般廃棄物又は産業廃棄物収集運搬業の許可が必要ですが、（特例は、あくまで自らが引取りを行った使用済自動車について、廃棄物処理法上の許可が不要となるものです。）